

令和7年3月19日

令和7年  
第1回江津市議会定例会

議員提出議案

議案第39号

江津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり江津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年3月19日提出

江津市議会議員 河野 正行

坂手 洋介

石橋 孝義

多田 伸治

植田 圭介

## 江津市条例第 号

### 江津市議会委員会条例の一部を改正する条例

江津市議会委員会条例（昭和56年江津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 総務民生委員会 8名

政策企画課の所管に関する事。

総務課の所管に関する事。

財政課の所管に関する事。

人事課の所管に関する事。

管財課の所管に関する事。

社会福祉課の所管に関する事。

子育て支援課の所管に関する事。

健康医療対策課の所管に関する事。

高齢者障がい者福祉課の所管に関する事。

地域包括支援センターの所管に関する事。

会計課の所管に関する事。

教育委員会の所管に関する事。

選挙管理委員会の所管に関する事。

監査委員の所管に関する事。

公平委員会の所管に関する事。

固定資産評価審査委員会の所管に関する事。

国スポ推進課の所管に関する事。

他の委員会の所管に属しない事。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開催方法の特例）

第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）によつ

て、委員会を開会することができる。ただし、第20条（秘密会）第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するとき、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べるができる。

第28条の見出し中「文書」の次に「等」を加え、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第40号

江津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定につい

て

上記の議案を別紙のとおり江津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年3月19日提出

江津市議会議員 河野 正行

坂手 洋介

石橋 孝義

多田 伸治

植田 圭介

## 江津市条例第 号

### 江津市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

江津市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年江津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削る。

第17条第1項中「帳簿（以下）」を「帳簿（第3項において）」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」及び同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。